

# 公 告

支担当第107号  
令和8年9月29日

支出負担行為担当官  
防衛省統合幕僚監部総務部総務課  
会 計 室 長 前 田 邦 彦

次のとおり入札を実施するので、入札及び契約心得を熟知の上、参加されたい。

1 入札に付する事項

| 調達要求番号     | 件 名                                     | 規格      | 数量 | 履行場所(納地) | 履行期限(納期)  |
|------------|-----------------------------------------|---------|----|----------|-----------|
| 26S1E06064 | 防衛情報通信基盤(DII)への次世代暗号技術適用に関する実証試験環境の撤去役務 | 仕様書のとおり | 1式 | 仕様書のとおり  | 令和9年3月31日 |

- 2 入札方式 一般競争入札(電子調達システム(政府電子調達(GEPS))対象案件)  
(ただし、郵送による入札を希望する場合は、事前に了承を得るものとし、細部は別紙を参照のこと。)
- 3 入札日時 令和8年10月16日(金) 11:00
- 4 入札場所 防衛省統合幕僚監部総務部総務課会計室  
防衛省市ヶ谷庁舎統幕第1入札室 (A棟 15階東側)(紙による入札がある場合のみ)
- 5 入札参加資格 (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の事由がある場合に該当する。  
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。  
(3) 令和7年度から9年度全省庁統一資格「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。  
(4) 防衛省から指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。  
(5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の販売又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。  
(6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。  
ただし、真にやむを得ない事由を(該当する省指名停止権者)が認めた場合には、この限りではない。
- 6 入札方法 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、各入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った100/110に相当する金額を入札書に記載すること。
- 7 保証金 入札保証金 免 除  
契約保証金 免 除
- 8 入札の無効 5の参加資格のない者の入札又は入札に関する条件に反した入札は無効とする。
- 9 契約書の作成 作成する。
- 10 契約条項 役務請負契約条項 (基本契約条項)  
資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項 (該当する場合)  
生産性向上推進制度に関する特約条項 (該当する場合)  
談合等の不正行為に関する特約条項  
暴力団排除に関する特約条項
- 11 その他付記事項  
(1) 電子調達システムにより電子入札(<https://www.geps.go.jp/>)を実施する。  
ただし、システムの障害により、電子入札中止を含め、本公告内容が変更になる場合がある。  
(2) 電子入札は、 令和8年10月15日(木) 17:00 を期限とする。  
(3) 電子調達システムによる入札が困難であると相当の理由がある場合のみ紙での入札を承諾する。この場合、  
令和8年10月9日(金) までに「紙入札方式参加承認願」を問い合わせ先へ一報後、電子メールで提出する。  
(4) 電子入札に併せて、資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写しを添付する。  
(5) 任意にて参考見積書(内訳を含む)を提出されたい。 (見積書提出先)  
令和8年10月5日(月) 12:00 まで(メール又はFAX可) 大和: [yamatoyo69@is.dss.mod.go.jp](mailto:yamatoyo69@is.dss.mod.go.jp)  
(6) 郵便入札については、別紙「郵送による入札について」のとおりとする。  
(7) 入札説明会は実施しない。  
(8) 予算決算及び会計令第86条の調査について(低入札価格調査)  
役務入札において調査基準額を下回る金額での入札が行われた際、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かについて調査を実施する。  
・低入札価格調査の実施に際し、提出を求める資料:その価格により入札した理由、入札価格の内訳(人件費、原材料費等を明記)、  
履行スケジュール、経営内容(会社概要)、経営状況(最新の決算報告書等)、官公庁契約における過去実績等の資料  
・積算資料等の提出・説明に応じない場合又は不十分な場合には「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」ものとして落札者としな  
い場合がある。  
(9) 落札者が、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、10に掲げる契約条項のほか、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
- 12 本記載事項への照会  
入札に関する事項の問い合わせ先 統合幕僚監部総務部総務課会計室 (担当)  
TEL:03-3268-3111(内線30197) FAX:03-5269-3282 服部: [hattorisdi@is.dss.mod.go.jp](mailto:hattorisdi@is.dss.mod.go.jp)

令和 年 月 日

防衛省統合幕僚監部  
支出負担行為担当官  
会計室長 殿

住 所  
会 社 名  
代表者名

## 紙入札方式参加承諾願

下記の入札に係り、政府電子調達(G E P S)を利用せず、紙方式で実施することについて、承諾を頂きたく本書を提出いたします。

- 1 件名、要求番号
- 2 入札日時
- 3 入札担当者名及び電話番号
- 4 政府電子調達(G E P S)を利用しない理由
- 5 今後の導入予定について
- 6 紙入札の方法(該当するものを○で囲んでください)

・会場

・郵便

### 備考

- 1 本紙と併せて資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写しを提出する。
- 2 代理による入札する場合は、入札時に委任状(入札及び契約心得 別紙様式第5)を提出する。
- 3 指定の入札書(入札及び契約心得 別紙様式第3)を使用する。
- 4 再入札を実施する場合における実施日時については、入札時に連絡する。

## 郵送による入札について

## 1 郵送による入札方法

一般書留郵便・簡易書留郵便又は配達証明のいずれかの方法により入札日の前日（当該日が「行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日（以下「行政機関の休日」という）の場合は、その直近の行政機関の休日でない日」までに必着のこと。

## 2 郵送する書類等

- （１）防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）の資格審査結果通知書（写））
- （２）入札書

## 3 封筒について

前項（２）を入れる封筒（以下「内封筒」という。）については、長 3（縦 235mm×横 1230mm）程度とし、表面に「入札書在中」と 1 回目・2 回目の別を黒又は赤で記載の上、必ず封印すること。

封印した内封筒を前項（１）とともに外封筒へ入れ、外封筒にも「入札書在中」と記載の上送付することとし、複数の内封筒があるものについては、1 回目・2 回目の別の記載が無かったものについては、立会者が無作為に追記して投函を行う。

## 4 入札の回数

入札は、原則 2 回まで行い、2 回目（再度入札）において不調となった場合は、再度公告入札又は最低入札価格を提示した入札者との商議に移行する。

## 5 入札の無効等

郵便入札の執行については、公告 8 項に規定されているもののほか、期日までに到着しなかった場合は無効とし、2 回目の内封筒がないものについては、再度入札は辞退したものとして扱う。

## 6 その他

- （１）郵送による入札を希望する場合は、事前に会計室契約担当者に電話にて一報する。
- （２）郵送先は次のとおりとする。

〒162-8805

東京都新宿区市谷本村町 5-1

防衛省統合幕僚監部総務部総務課会計室契約担当者 宛

## ○参考○

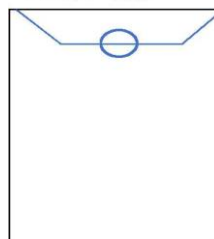
あくまでも例なので、縦横等は任意。貴社名も明記してください。

内封筒（表）長 3 程度

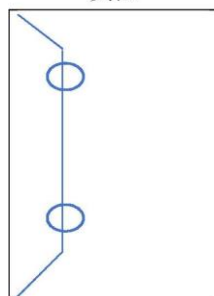
|                                            |
|--------------------------------------------|
| 公告第○号<br>件名「△△」<br><br>「入札書在中」<br><br>1 回目 |
|--------------------------------------------|

|                                            |
|--------------------------------------------|
| 公告第○号<br>件名「△△」<br><br>「入札書在中」<br><br>2 回目 |
|--------------------------------------------|

内封筒（裏）



又は



外封筒

（内封筒が入るサイズ）

|                                                                                  |
|----------------------------------------------------------------------------------|
| 〒162-8805<br><br>東京都新宿区市谷本村町 5-1<br>防衛省統合幕僚監部総務部総務課<br>会計室契約担当者 宛<br><br>「入札書在中」 |
|----------------------------------------------------------------------------------|

又は

|                                     |
|-------------------------------------|
| 公告第○号<br>件名「△△」<br><br>「入札書在中」 1 回目 |
|-------------------------------------|

入札書・見積書

令和8年10月16日

支出負担行為担当官

防衛省統合幕僚監部総務部総務課

会計室長 前田 邦彦 殿

住 所

会 社 名

代表者名

担当者名

調達要求番号 : 26S1E06064

担 当 者

連 絡 先

統合幕僚監部「入札及び契約心得」及び基本契約条項等を承諾の上、下記のとおり提出します。

| 金額¥                                      |         |    | 履 行 期 限 |    | 令和9年3月31日 |     |
|------------------------------------------|---------|----|---------|----|-----------|-----|
|                                          |         |    | 履 行 場 所 |    | 仕様書のとおり   |     |
| 品 名                                      | 規 格     | 単位 | 数量      | 単価 | 金 額       | 備 考 |
| 防衛情報通信基盤(DI I)への次世代暗号技術適用に関する実証試験環境の撤去役務 | 仕様書のとおり | 式  | 1       |    |           |     |
|                                          | 以下余白    |    |         |    |           |     |
|                                          |         |    |         |    |           |     |
|                                          |         |    |         |    |           |     |
|                                          |         |    |         |    |           |     |
|                                          |         |    |         |    |           |     |
|                                          |         |    |         |    |           |     |
|                                          |         |    |         |    |           |     |
|                                          |         |    |         |    |           |     |
|                                          |         |    |         |    |           |     |
|                                          |         |    |         |    |           |     |
| 合 計                                      |         |    |         |    |           |     |

(注) 単価及び金額欄には、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を記入する。

入札書・見積書

令和8年10月16日

支出負担行為担当官

防衛省統合幕僚監部総務部総務課

会 計 室 長            前田   邦彦            殿

年月日を記入

住所・会社名・代表者名・  
連絡者を記入(ゴム印等可)

住所

会社名

代表者名

担当者名

担 当 者

連絡先

調達要求番号： 26S1E06064

統合幕僚監部「入札及び契約心得」及び基本契約条項等を承諾の上、下記のとおり提出します。

|                                           |         |    |    |         |     |           |  |
|-------------------------------------------|---------|----|----|---------|-----|-----------|--|
| 金額¥                                       |         |    |    | 履 行 期 限 |     | 令和9年3月31日 |  |
|                                           |         |    |    | 履 行 場 所 |     | 仕様書のとおり   |  |
| 件 名                                       | 規 格     | 単位 | 数量 | 単価      | 金 額 | 備 考       |  |
| 防衛情報通信基盤（D I I）への次世代暗号技術適用に関する実証試験環境の撤去役務 | 仕様書のとおり | 式  | 1  |         |     |           |  |
|                                           |         |    |    |         |     |           |  |
|                                           |         |    |    |         |     |           |  |
|                                           |         |    |    |         |     |           |  |
|                                           |         |    |    |         |     |           |  |
|                                           |         |    |    |         |     |           |  |
|                                           |         |    |    |         |     |           |  |
|                                           |         |    |    |         |     |           |  |
|                                           |         |    |    |         |     |           |  |
|                                           |         |    |    |         |     |           |  |
| 合 計                                       |         |    |    |         |     |           |  |

(注) 単価及び金額欄には、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を記入する。

| 統合幕僚監部仕様書                    |           |                       |
|------------------------------|-----------|-----------------------|
| 品名又は件名                       | 仕 様 書 番 号 | J S O - 2 6 - 6 0 3 5 |
| 実証試験で使用した通信機器等の付帯設備<br>の撤去役務 | 作 成 年 月 日 | 令和8年8月17日             |
|                              | 改 正 年 月 日 | 令和8年9月11日             |
|                              | 作成担当課室等   | 統合幕僚監部<br>首席指揮通信システム官 |

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、実証試験で使用した通信機器等の付帯設備の撤去役務（以下，“本役務”という。）について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書に用いる用語および定義は、次による。

- a) **付帯設備** 実証試験で使用した通信機器等の設置用収容架，電力供給部材，通信配線部材及びこれらの附属品
- b) **完成図面** 付帯設備撤去後の平面図及び電源設備系統図

### 1.3 引用文書等

この仕様書における引用文書等は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部をなすものであり，引用文書等に定める項目がこの仕様書と相違する場合は，この仕様書を優先する。

なお，引用文書等は，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

#### 1.3.1 引用文書

##### a) 法令等

- 1) 建設業法（昭和24年法律第100号）
- 2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- 3) 「公用文作成の考え方」の周知について（内閣文第1号。令和4年1月11日）
- 4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- 5) 著作権法（昭和45年法律第48号）
- 6) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- 7) 防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和33年総理府令第1号）

##### b) 仕様書等

J S O - 2 5 - 6 0 3 7 防衛情報通信基盤（D I I）への次世代暗号技術適用に関する調査研究

#### 1.3.2 関連文書

##### a) 法令等

- 1) 知的財産基本法（平成14年法律第122号）
- 2) 中央指揮所への立入手続に関する達（平成20年自衛隊統合達第29号）
- 3) 横田基地における入出門等に関する手続き実施要領等について（通達）（横基第387号。令和

4年7月26日)

- 4) 作戦システム運用隊の立入制限場所への立入手続等に関する達（作戦システム運用隊達第18号。平成26年3月26日）

## 2 役務に関する要求

### 2.1 役務場所

撤去作業場所は防衛省市ヶ谷地区（東京都新宿区市谷本村町5-1）、航空自衛隊横田基地（東京都福生市大字福生2552）とし、別図に示す。細部は官側との調整による。

### 2.3 役務期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

### 2.4 撤去期限及び返還期限

令和9年2月28日までに完了するものとする。

### 2.5 役務時間

平日08:15から17:00までの間を基準とする。ただし、作業時間を延長する場合、官と調整を行うものとする。

### 2.6 作業実施計画書

契約相手方は、作業が円滑・確実に実施できるよう、契約締結後、官と調整の上速やかに、次の事項を記載した「作業実施計画書」を作成し、官の承認を得た上で、本役務の履行に着手すること。

#### a) 作業実施体制

本役務を履行するにあたり、作業実施体制を示すこと。その際、従事する作業員（以下、「作業従事者」という。）の氏名及び職務上の責任を明記すること。ただし、2.7.2で提出される作業従事者名簿に示す場合は、不要とする。

#### b) スケジュール

#### c) 作業の内容

#### d) 作業完了基準及び確認等の要領

#### e) その他 官が要求する事項または契約相手方が必要とする事項を記載すること。

## 2.7 実施体制の整備

### 2.7.1 本役務の実施体制

契約相手方は、本役務の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官と協議するものとする。

- a) 契約相手方は、本役務履行に係る官との連絡調整及び契約相手方が行う役務全般を統括する者（以下、「役務統括者」という。）を定めることとし、役務統括者は、本役務を実施するにあたり、上記1.3項にあげる法令等、仕様書等について理解でき、必要な知識を有すること。
- b) 本役務に従事する個人（以下、「業務従事者」という。）は、契約の履行に必要な情報を適切に取り扱える者であること。
- c) 前記b)の業務従事者が日本国籍のみを有すること。
- d) 上記b)の業務従事者が、前記b)及びc)に掲げるもののほか、履行に必要若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、業績等を有すること。

- e) 前記 d) の業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。
- f) 契約相手方は、全国規模ネットワーク・システムの撤去の経験を有するものとする。
- g) 契約相手方は、本契約を履行するにあたり、撤去部材と同等部材の解体・撤去・搬出作業の経験を有するものとする。

## 2.7.2 役務従事者名簿の提出

契約相手方は、本役務の実施に先立ち、統合幕僚監部首席指揮通信システム官（以下、“調達要求元”という。）に対し、役務従事者名簿を提出し、確認を得ること。

## 2.8 役務内容

契約相手方は、本役務について以下の作業を行うこと。

なお、各作業に当たっては、当該付帯設備を使用する実証試験の実施業者及び同時期に履行される各種役務等の契約相手方と相互に調整のうえ実施すること。

### 2.8.1 事前調査

作業内容を決めるため、次に示す事項について、事前調査を実施し、その結果を官側へ報告すること。

- a) 撤去対象品等の状況確認
- b) 撤去対象品等の搬出経路の確認

### 2.8.2 作業の細部

作業の細部は、作業実施計画書によるほか、次による。

#### a) 撤去対象品

表 1、表 2 に掲げる部材等を撤去すること。

表 1－防衛省市ヶ谷地区 撤去部材

| 番号 | 品名                       | 仕様                     | 数量  |
|----|--------------------------|------------------------|-----|
| 1  | 600Vビニル絶縁キャブタイヤケーブル（30m） | VCT 5.5sq              | 21本 |
| 2  | 組コンセント                   | 2PE/15A-125V/引掛型/2個口   | 1式  |
| 3  | OAタップ / 抜止E×4/3m         | プラグ 2PE/MG             | 1式  |
| 4  | UTPケーブル/CAT5e/PV/単線      | 4対                     | 1式  |
| 5  | モジュラープラグ                 | CAT5E                  | 1式  |
| 6  | 機器収容架（19インチラック）          | W600×H2000×D1100（mm）相当 | 5架  |
| 7  | スリット付棚板（19インチラック用）       | W450×H20.5×D700（mm）相当  | 1式  |
| 8  | 転倒防止金物（19インチラック用）        | －                      | 1式  |

表 2－航空自衛隊横田基地 撤去部材

| 番号 | 品名                       | 仕様                   | 数量 |
|----|--------------------------|----------------------|----|
| 1  | 600Vビニル絶縁キャブタイヤケーブル（10m） | VCT 5.5sq            | 6本 |
| 2  | 組コンセント                   | 2PE/15A-125V/引掛型/2個口 | 1式 |
| 3  | OAタップ / 抜止E×4/3m         | プラグ 2PE/MG           | 1式 |

**表 2－航空自衛隊横田基地 撤去部材（続き）**

| 番号 | 品名                  | 仕様                     | 数量 |
|----|---------------------|------------------------|----|
| 4  | UTPケーブル/CAT5e/PV/単線 | 4対                     | 1式 |
| 5  | モジュラープラグ            | CAT5E                  | 1式 |
| 6  | 機器収容架（19インチラック）     | W600×H2000×D1100(mm)相当 | 1架 |
| 7  | スリット付棚板（19インチラック用）  | W450×H20.5×D700(mm)相当  | 1式 |
| 8  | 転倒防止金物（19インチラック用）   | －                      | 1式 |

## b) 細部

### 1) 解体

**表 1**、**表 2**の部材の解体作業を行う。細部については、あらかじめ官と調整の上、決定するものとする。

### 2) 撤去

**表 1**、**表 2**の部材の撤去作業を行う。細部については、あらかじめ官と調整の上、決定するものとする。撤去物品の位置は別図のとおり。

### 3) 搬出

必要に応じて適切な養生を行い、既設の機器並びに施設に損害を与えないこと。

### 4) 検査

作業完了後に、次に示す項目について作業実施計画書に基づき確認判定するとともに完成図面を作成する。

なお、確認判定の結果及び完成図面を記載した「作業完了報告書」を提出し、官の確認を得ること。

## 2.8.3 その他

- a) 役務作業（解体・撤去・搬出）において使用する、補助器材、台車、保護材等全ては契約相手方の負担にて用意する。また、交通費（運搬費含む。）、宿泊費は契約相手方の負担とする。  
 なお、特に指定する規格のないものは、J I S及びJ E Cに準拠し製造された材料を使用するものとする。
- b) 役務作業に際して官からの求めがあった場合には、適宜打合せを実施すること。
- c) 施設又は機器に何らかの損傷が発生した場合、直ちに官に報告するとともに、官の指示に従い、契約相手方の責任及び費用負担により修復を行うこと。
- d) 防衛省市ヶ谷地区、航空自衛隊横田基地において履行期間終了までに **2.8.2b) 4) 項**の検査を終了すること。細部は官との調整による。

## 3 品質保証

### 3.1 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等の定める監督及び検査実施要領に基づき実施するものとする。

## 4 その他の指示

### 4.1 提出書類

表3に掲げる提出書類について、官の承認又は確認を得ること。

表3－提出書類

| 書類の名称   | 提出先                           | 提出期限                    | 提出部数媒体の種別 | 備 考                               |
|---------|-------------------------------|-------------------------|-----------|-----------------------------------|
| 作業実施計画書 | 統合幕僚監<br>部首席指揮<br>通信システ<br>ム官 | 契 約 後 速<br>やかに          | 電子媒体 1 部  | ・ スケジュール<br>・ 作業実施体制等             |
| 役務従事者名簿 |                               | 契 約 後 速<br>やかに          | 電子媒体 1 部  | ・ 作業実施計画書に含まれ<br>る場合は提出不要         |
| 作業完了報告書 |                               | 作 業 完 了<br>後 速 や か<br>に | 電子媒体 1 部  | ・ 検査結果<br>・ 完成図面<br>・ 撤去物品の品名、仕様等 |

### 4.2 知的財産権の取扱い

- 契約相手方は、本契約の履行に際して第三者の有する知的財産権を侵害することのないよう必要な措置を講ずるものとする。
- 契約相手方が、前号に定める必要な措置を講じなかったことにより、官側が損害を受けた場合には、官側は契約相手方に対してその損害につき賠償を請求することができる。
- 官側及び契約相手方は、知的財産権の権利の帰属等に関し疑義が生じた場合には、その都度協議して解決するものとする。

### 4.3 著作権の取扱いについて

- 契約相手方は、契約書又は仕様書の定めるところにより官側に提出された著作物（**著作権法第10条第1項第9号**で規定されるプログラムの著作物を除く。）に関する全ての著作権（**同法第27条及び第28条**に規定する権利を含む。）を、納入と同時に官側に譲渡し、また、契約の相手方は著作人格権を行使せず、契約の相手方は第三者に著作人格権を行使させない。ただし、契約の相手方の固有の技術資料（契約の相手方が第三者から提供を受けたものを含む。）に係る著作権及び著作人格権についてはこの限りでない。
- 官側は、本契約の履行中及び終了後5年間は、契約書又は仕様書の定めるところにより官側に提出された契約相手方の固有の技術資料につき、本契約に関して防衛省が行う監督、検査、調査、試験若しくはその結果の評価その他これに類する業務のため必要がある場合は、契約相手方の固有の技術資料に係る著作物を、防衛省の内部において複製、翻訳及び翻案することができる。ただし、当該技術資料のうち契約相手方の指定するものを除く。
- 官側は、契約相手方から、**a)**項により官側が譲渡を受けた著作権の利用の許諾を求められた場合には、特に支障がない限りこれを許諾するものとし、必要な事項は協議して定めるものとする。

- d) c)項にかかわらず、契約相手方は、防衛省の使用に供する目的で、a)項により官側が譲渡を受けた著作権に係る著作物を複製し、翻訳し又は翻案することができる。

#### 4.4 貸付品

官側が必要と認めた資料及び物品等の貸付を希望する場合、契約相手方は、**防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令**の第6条の規定に基づき、官側に申し出て貸付を受けるための必要な指示を受けるものとする。

#### 4.5 情報保証

情報保証については、**防衛省の情報保証に関する訓令及び防衛省の情報保証に関する訓令の運用について（通達）**を適用する。

#### 4.6 立入手続き

- a) 契約相手方は、本契約の履行にあたり部隊等の長が定めた立入禁止場所または立入制限場所に立入る場合は、所定の立入手続きを行い、立入りの許可を受けるものとする。
- b) 契約相手方は、本契約の履行にあたり、部隊等に電子計算機を持ち込む場合には、部隊等における所定の持ち込み手続きを行い、持ち込みの許可を受けるものとする。

#### 4.7 第三者の従事

契約相手方は、本役務に従事する者について、第三者に従事させる必要がある場合には、あらかじめ、下請負承認申請書を支出負担行為担当官に提出し、承認を得なければならない。

#### 4.8 官の支援

契約相手方は、本役務の履行に当たって必要な場合、官が認める範囲内及び本役務期間内において、次に示す官の支援を無償で得ることができる。

- a) 基地内敷地、施設及び設備品の使用
- b) 撤去物品の保管場所の提供
- c) 現地作業時の電力及び用水等の使用
- d) 現地作業時に必要な官側機器の使用及び操作支援
- e) 防衛省市ヶ谷地区、航空自衛隊横田基地の現地部隊との調整
- f) その他、官が必要と認めた事項

#### 4.9 発生材の処置

本役務の履行により生じた廃材（産業廃棄物を含む。）については、**廃棄物の処理及び清掃に関する法律**その他関係法令等に基づき、官に確認した上で契約相手方が処分するものとする。細部については、官側の指示による。

#### 4.10 後片付け

契約相手方は、本役務実施後、本役務に関する部分の後片付け及び清掃を行うこと。

#### 4.11 履行中の安全確保

契約相手方は、**建築基準法**、**労働安全衛生法**その他関係法令等に基づき、常に作業の安全に留意し、本役務の履行に伴う災害及び事故の防止に努めなければならない。

#### 4.12 その他

- a) 本役務の実施にあたっては、同時期に履行される各種役務等の契約相手方と相互に調整し、良好か

つ安全に実施できるよう留意するものとする。

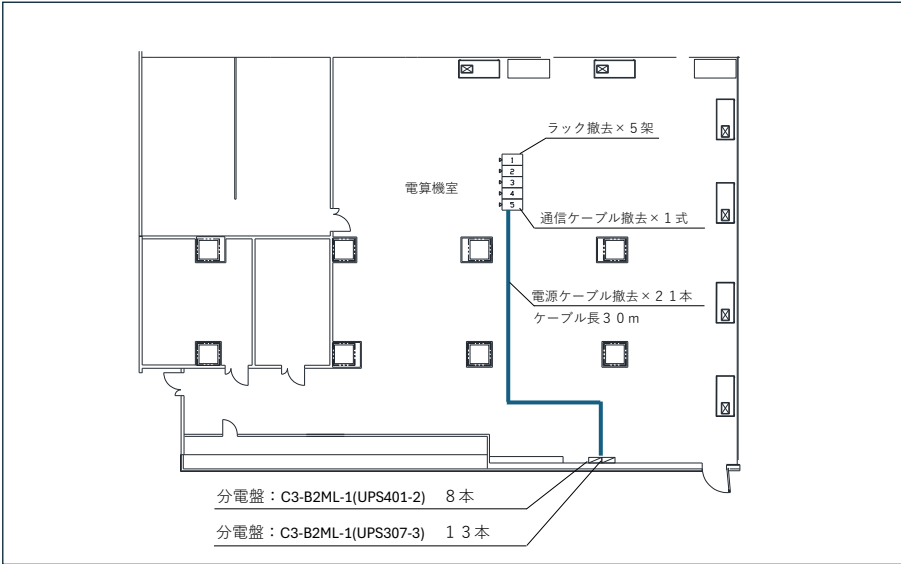
b) 契約の相手方は、本役務実施に必要な建設業法上の許可を取得していること。

#### **4.13 仕様書に関する疑義**

本仕様書に疑義が生じた場合には、速やかにその旨を契約担当官等と協議するものとする。

別図－機器収容架設置位置・配線経路

防衛省市ヶ谷地区 C 3 棟地下 2 階 電算機室



横田基地 通信局舎 2 階 器材室 1

